

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 6 月 22 日

葛飾区長

葛飾区条例第22号

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「2 万9,000円」を「3 万円」に改め、同条第 3 項中「災害医療コーディネーター」の次に「及び災害医療サブコーディネーター」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。